

## 佐賀型観光プロダクツ造成プロデュース事業 助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 一般社団法人佐賀県観光連盟（以下「当連盟」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大以降、変化した旅の形態や多様化したニーズの中で、佐賀県が旅先へと選ばれるために、新たに旅行者を対象とした商品やサービスの造成及び開発に挑戦する事業者が行うクラウドファンディングによる資金調達を推進し、佐賀県の観光振興に寄与することを目的に助成金を交付する。

その助成金については、本要綱の定めるところによる。

### (助成対象者及び助成対象費用)

第2条 本助成金の交付対象となる事業者及び取組内容等は、以下の通りとする。

#### (1) 助成対象事業者

クラウドファンディングを行う県内事業者（以下「起案者」という。）に対し支援を行う企業（以下、「ファンドレーザー」という。）を助成対象事業者とする。

#### (2) 助成対象費用

ファンドレーザーによる支援の下、起案者がクラウドファンディングによる資金調達に取り組み、資金調達を行った場合、当該調達額に応じた助成金をファンドレーザーへ支払う。

### (助成率及び助成限度額)

第3条 本助成金の助成率及び助成上限額は、以下の通りとする。

助成上限額：1,000,000円

助成率：資金調達額の20%

### (支援事業の応募及び選定等)

第4条 助成金の交付を希望する者は、会長が別に定める募集要項（様式第1-1・2号）により申請するものとする。

2 会長は、審査会を設置し、その審査に基づき、予算の範囲内で事業を決定するものとする。

3 会長は、前項の規定により事業を決定した場合は、申請者へ速やかに通知するものとする。

### (交付申請)

第5条 前条の規定により事業の決定通知を受けた助成対象者は、交付申請書（様式第2

号)を会長に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

(交付条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 2 本要綱の規定に従うこと。
- 3 事業の内容を変更する場合においては、変更申請書(様式第3号)により会長の承認を受けること。  
ただし、起案の主とする内容に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。
- 4 事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止申請書(様式第4号)により会長の承認を受けること。
- 5 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は時期の変更を行う場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第7条 会長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1ヶ月以内又は令和6年1月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(額の確定)

第9条 会長は前条の報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業者に通知する。

(助成金の交付)

第10条 助成金の額の確定を受けた事業者は、交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 会長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消し、又はその決定の変更若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 事業を中止したとき
- (2) 事業が期限内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき
- (3) 助成金交付申請書その他書類に虚偽があるとき
- (4) 起案計画の内容が事実と著しく相違したとき
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令に違反したとき

(助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付を取り消した場合において、支援事業の取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。